

平成20年度新宿区外部評価委員会第2部会 第6回 会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）

岡本部長、入江委員、小菅委員、富井委員

事務局（3名）

木内行政管理課長、関原行政管理主査、担当1名

<場所>

区役所3階301会議室

<開会>

1 外部評価結果の取りまとめ

【部会長】

第2部会の取りまとめということをしていただきます。先日の榎町児童センターは、非常にいい見学になりまして、中高生にとっての居場所の大切さと、地域の中でそういうものをつかむことによって、地域全体が中高生に対して目配りができるというのでしょうか、今まで気がつかなかった波及効果というのを教えていただきまして、とてもいい視察になったと思います。

今日は、第2部会「福祉・子育て・教育」の取りまとめをどういうふうを考えていくかということでお集まりいただきました。

まず、確認として、今回、外部評価を行うときの4つの視点と3つの分類ということで、一つはサービスの負担と担い手、適切な目標設定、効果的・効率的な視点、目的の達成度というものがきちんとなされていたかどうか。さらに3つの分類ということで、施策や事業の基本的な考え方そのものに対する評価、施策や事業の進め方、手段・方法・方策に関する評価、内部評価結果報告書に対する評価ということになっております。

順番にやっていってよろしいですか。

最初が、施策の2番「きめこまやかな総合的福祉の推進」でございます。

この中で、「成年後見制度の利用促進」ということで、いくつか質問をさせていただいております。まず、ここについてはどうだったでしょうか。皆様ちょっとご感想も含めて、伺いたいと思っております。

これは19年度に成年後見センターを開設して、新たに専門職員を置きました。

社会福祉協議会に1カ所委託をしているが、こちらとしては「何カ所が必要なのではないか」というような話をしたのですが、「特にその必要はないであろう」というようなお答えがあったと思います。

ただ、今後増えていくであろう対象者に対して、どう情報提供していくかというあたりです

ね。あと、その周知の方法として、「出前講座等も利用していますよ」ということだったんですけれども、そのあたりの効果測定の問題もあります。成年後見センターで、専門相談の件数を増やしましたし、東京都が推進しています社会貢献型後見人の養成研修修了者も今20人受け入れていますと、そういうお話がありました。

結局、19年度目標としましてはセンターをつくるということがあって、つくれたので、評価としてはBだというふうにしていらっしゃったということです。そのあたりも含めて、私どもはどういうふうに考えたらいいのだろうかということをもまず皆様のご意見を伺えればというふうに思っております。いかがでしょうか。

果たしてセンターができたということだけで、そういう形でBという、当初の目標設定がそれでよかったのかということと、それでB評価というので果たしてよかったのだろうかというあたりのご議論もあったかと思います。

【委員】

人数と相談が増えて、後見人がついたという、それが完全だったのかどうか、よくその辺がつかめなかったんですね。結局、最後は家庭裁判所が決めているから、ここではつかめないという、その辺がもうちょっと、最終的にどうなったのかというのが一番心配になりますよね。

【部会長】

相談を受けるところで終わってしまっているんですね。

【委員】

あとは家庭裁判所へつなぐわけでしょう。相談実績はわかっているけれど、後見までいったのかどうかという実績はつかめていない。

【部会長】

つかめないという言い方でしたよね。

一つは、評価点としましては、成年後見センターというものをつくるということが目的で、つくったというのは時代要請の中では一つ評価できるところだと思うんですね。そこに関しては予定どおり遂行されたというところで評価できるんですが、そもそも成年後見センターが今、相談だけで終わっていいのかというところが問題ですよ。

【委員】

こういう制度は前からあったわけでしょう。

【部会長】

ありました。

【委員】

18年度とか、過年度の評価もBになっていますね。

【部会長】

そうですね。12年度からこの制度はずっとあって、それを独立にしてセンターというものにしたということですね。

【委員】

職員は4人とかですよ。

【部会長】

4人です。スタッフ4人。

【委員】

4人でいいのかどうかというのがよくわからないですね。相談は受けましたということですが、この皆さんが、必要な人を全員フォローしているのかどうかというのがわかりませんね。

【委員】

窓口が4人で、結局あと社会福祉士とか司法書士とか、法的な相談になると弁護士さんも定期的にかかわるわけですよ。4人というのは窓口が4人で、あとほとんどジョイントしていくという形をとっているようです。ですから、私が見たところ、区民全体に対応するには、窓口がちょっと少ないなという感じがしますけれどもね。

【部会長】

私が思ったのは、今のところそれで間に合っているということは、周知徹底というのでしょうか、本当に必要な方に情報がいつているんだろうか。必要があれば、例えば高齢者だったら地域包括支援センターから連絡が行って、私どものほうに来ますという言い方でしたよね。果たしてその来ますというのでいいんだろうかというのがちょっと私はひっかかったんですね。ただ、巡回相談みたいなのは無理だというご発言だったので、そのあたりはどうなのかなというのがありましたね。

【委員】

民事に介入しないという行政の立場がありますね。基本的には私有財産ですから、行政は深くかかわれないということは大義名分だと思うんですね。これは利用者のほうからすると大変まどろっこしいんですよ。相談に行ってもなかなか結論が出ない。もう困っている人は明日にも後見人を決めたいという状況の中でも、裁判所の決定までに大変時間がかかるわけですからね。精神科医の指定された専門医からの診断が、大分軽減されましたけれども、それでも時間が随分かかります。手続がわずらわしいんですよ。それで、結局、相続ということにもなりますから、申立人以外にいろいろな人が出てきてしまう。

【部会長】

皆さんの了承が必要なんですよ。

【委員】

ええ、そういう点では制度そのものが大変複雑なんですよ。だから、なかなか後見人が決まったところまでは追えないというのはわかるんです。そういう点では、大変難しい事業だと思います。

だから、この19年度で窓口を開いた、専門のセンターができた、専従職員が決まったということでは、それは評価できると思うんです。やっていない区や市もありますからね。ですから、冒頭に申し上げたように、果たして1機関だけで、社会福祉協議会だけで足りるのかどうかということですね。区民にとっては、その評価をきちんと見きわめないといけないかなとい

う感じですか。

【委員】

どこから紹介されたかというのは窓口ではわかるわけですよね。だから、これは地域包括支援センターからですか、そういう紹介先のデータも示してもらおうと、先ほどおっしゃった周知が徹底されているのか、されていないのか、ということがわかりますよね。

【委員】

それをやっぱり聞かないと、ご苦労や何かが、そういう意味での評価というのはなかなか出ないような気がしますね。

【部会長】

ただ、例えば続けざまに何カ所かというお話をしたときに、いや、区市町村で1カ所でもいいんだと、そういうふうに東京都からは言われているみたいな、ある意味で言われたことをやっている、だからBになったという姿勢がある。それを区民のために広げようとか、いろいろなデータ的なことを聞いても、つかめないとか、ちょっとお答えが消極的だったなという印象はあるんですね。本当に利用者、つまり区民の立場で考えているのかどうかという点と、後見人だけじゃなくて、保佐人とか補助人とか、一部を支援するだけで足りるという方たちへの対応というのがちょっと見えてこなかった。

【委員】

それは、今後きちんと見たほうが良いと思いますね。

【委員】

これは、東京都の助成、補助金でやっている事業でしょう。だから、ある程度そういう、センターを開けばいいんだみたいな印象が払拭できないかもしれないですね。1カ所開けばいいんだと、もちろんそうは言っていませんでしたけれどもね。

【委員】

何かここだけとると、そういう言い方になってしまうんでしょうけれども、これは一人暮らしのお年寄りを今後どういうふうにサポートしていくかということの中の一つなわけですよね。

そういう意味では、センターをつくったということだけで、終わってしまうように見えているんです。もう少しきめ細やかな、このことだけではない、もう少し間口の広い、ひとり暮らしの方とかいろいろな障害を持っている方への対応という中でしっかりととらえていただきたい。このことだけ取り上げると、何かこれはこの範囲で終わりですというお答えになってしまうのがちょっと残念な気がしました。

もっと本当に幅広い対応の中の一つであるという、その対応をいかにきめ細やかにしていくかということがもっと重要なのかなと思って話を聞いていました。

【委員】

「成年後見制度の利用促進」という事業は、ソフトの面で新宿区の福祉事業の中の大本命だと思うんです。法律に基づく事業ですから、かえって法律どおりきちんとしなければいけない。また、客観情勢からすると、高齢者が増えて、独居者が増えて、認知症が増えるわけですから、

ますますこれを厚く展開しなければいけないだろうと思います。

ますます金融機関を初め、区内のお金を扱うところはもうほとんど口癖のように、後見人をどんどん要求してくるということを考えた場合に、これは「きめこまやかな総合的福祉の推進」の施策の中の大本命の事業だと思っています。その点ではきちんと評価してやらないといけない、区民のためにならないという感じがします。

【部会長】

そうなんです。何か昨年ヒアリングしたのと似たような、ちょっと構えているのかなという印象でした。法的な問題はありません、制度的には問題ありませんというような感じを受けました。ですから、データのとり方として、今後どこから紹介がされたのかというようなものも必要ですね。

来ると予測される相談があまり少ないようだったら、そういうところに集中してPRをしていくというような姿勢も実は必要なのかもしれない。そういうデータをきちんと、相談者の基礎的データをとってくださいということは言えると思うんですね。

【委員】

それから、区民にPRするときに、言葉が難解なんです。ぱっと見たとき、成年後見センターと言ってわかる人はいないと思う。「それは何ですか」となると思うんです。しかも、その前段になっているのが地域福祉権利擁護事業とくる。一番ソフトでなければいけない事業なのに、権利擁護事業というと、確かに権利を擁護するには間違いないんだけど、お知らせするときの言葉としては、もうちょっとないのかなという感じがしますよね。一生懸命やっているのはわかるんだけど、そういうこともやっぱり必要かなと思います。

【委員】

私も言葉だけ聞いただけでは、なじみがないですからわかりません。

【部会長】

しかも、家庭裁判所に行きますとか聞くと、ちょっと構えますよね。

それだけ慎重であるということではあるんですけども、わかりやすい言葉でお願いしたいですね。

【委員】

それから、後見人を養成するような制度というのも話がありましたよね。

【部会長】

はい、ここにある社会貢献型後見人です。ただ、これは新宿の問題ではないんですけども、ちょっと問題が大きいんですね。

今、ご存じのように、やりたいという人が手を挙げて講習を受けることになる。果たしてやりたいという人が適切な人かどうかというのがわからないわけです。もちろん、その前に作文を書いたりするんですが、いくつかのところで受けざるを得ないので、講習を受けたい人は受けられるんですよ。そこで、後見人の前に、実地研修で地域福祉権利擁護事業で練習みたいにして、ちょっと補助をしたり、ちょっと役割を持ってやったりしたら、通帳を忘れちゃうと

か、記録を書いていないとか、時間を守らないとかで、「ちょっと申し訳ないけれども」と利用者から断られたというのです。もちろんそういう方だけじゃないんですけど、何人かは、そういう地域福祉権利擁護事業の中で使えないというのです。使えない人が後見人になれるのか、そういう問題がちょっと出てきているんですね。東京都としては、弁護士だ、司法書士だという人たちばかりに頼めないということですから。

【委員】

頼めないものね。経費の問題もありますし。

【部会長】

そうなんです、社会貢献型後見人の養成は非常に力を入れているんですけど、そのあたりの問題とかがこれから出てきそうなんです。

【委員】

それは大きい問題ですね。

【部会長】

ええ。そうすると、新宿区は受け入れてやっていますということになっていましたが、その方たちが本当にうまく活動しているかどうかですね。それは、後をつかんでいないので、フォローできないんですよ。

【委員】

20人くらい受け入れてますね。

【部会長】

20人と言っていたらっしゃいました。受け入れてますということですが、受け入れた後、その方たちの例えば活動状況等をどうやってフォローするんだということですよ。

【委員】

こういう事業が行われるということは、新宿区として独自にではなくて、国の要請ということになるんですか。

【部会長】

東京都が要請しているんですね。

【委員】

今のところ、その仕組みの中で区の役割はそういったフォローをしていくということまでは含まれていないということで、そこまでいっていないんですね。

【部会長】

そうなんです。各区に、せっかく講習を受けた人が活動できないのではしょうがないので、その人たちを受け入れて活用しなさいということで、新宿区も成年後見センターで20名受け入れることになったというご回答でした。今言いましたように、ちょっといろいろと他の区でそういう困っている案件が飛び出しているんですね。この方たちを、いい方もいらっしゃいますから、受け入れた後、その人たちの資質の見きわめとか、その人たちがきちんと数値目標みたいなことをここで出しているんですけども、フォローというのでしょうかね、そういうこと

を責任を持ってその4人のスタッフがやれるかどうか。

つまり、今は相談だけですけれども、大きくしていかなければいけない事業ですよね。そのときに、4人のスタッフが手足となってくれる、そういう人たちのきめ細やかな指導というのは、そこまでできるんだろうかというあたりですね。

もう一つは、評価として、何件相談があったからいいという形ですよね。そういう評価目標でいいんだろうかという。その目標設定に関してはいかがでしょうか。

【委員】

ほかのところでも、事業成果指標みたいなところの数字というのがいろいろ疑問に思う点があります。

まず相談の場合は、相談が何件あったかということは大事です。同様にその結果どうなったかということも大事です。概して、この成果指標に挙げて達成率が低かったときのことを心配するのか、ちょっとハードルが高いと成果指標にはしない。とりあえず、下のほうの事業実施としてはこんなことがありましたというふうに書かれているように思ったんですね。

成果指標は、達成率という数字であらわれますけれど、高い低いにとらわれず、とにかく何かもう少し成果が見えやすい挙げ方をしていただいたほうがいいなと思いました。

【部会長】

成年後見センターという役割が単に推進機関だけでいいのか、ということかもしれませんね。推進だから相談を受けて、必要だったら家庭裁判所にどうぞとか、そういうことだけでいいのかということですね。

【委員】

今の後見制度というのは直接かかわれないんでしょう。家庭裁判所に紹介するしかないんですかね。

【部会長】

あとは、後見人がつきましたというのを報告してもらおうかどうかという話になりますよね。

【事務局】

皆さんがそれに応じていただけるかどうかはともかくとして、ぜひお知らせくださいということはできるでしょうし、申し立てをした件数そのものも、あの場ではきちんと答えがなかったかと思しますので、多分、センターでは当然のことながらすべて持っているんだと思うんです。どういうところから相談が来ましたよとか、統計をきちんととっていらっしゃるかどうかということも、委託側の区のほうは把握していなかったですね。

それで、多分、皆さんのやりとりの中でじれったいなと思われたのは、わかる人がここにいてほしいというところもきっとあったのかなと思ったんですね。ですので、委託したらそのままじゃないでしょうということも大分おっしゃっていたかなと思いますので、そういった視点でどういうところからつながっているのか、その辺がわからなければ1カ所で本当に足りるのかもわからないし、その制度の利用促進の働きかけの仕方もちょっと不明確ですねというご指摘があるのかなと受けとめましたけれども。

【部会長】

内部評価は区の事業なので、委託してしまうと、委託先が何をやっているかまでちょっと今回は把握できませんでした。

この前行きました中高生のことですが、榎町児童センターに行ったおかげで、委託先の方とお話できましたよね。それで、あのセンター全体の良さみたいなものがわかったというのがありますね。そうすると、たまたまあそこは区の方と委託先の方が同じ建物の中にいるので、すごく連携がうまくいっていますね。

つまり、建物が離れていても、委託者と受託者とであのくらい連携をとっていなければいけないのではないかと思ったんですね。

そうすると、委託ですから終わられるのは、ちょっといかがなものかなということです。きちんと委託したところで成果が上がっているかどうか、それは相談件数だけではなくて、データも含めてきちんと委託側の区が、内部評価として評価もしなければいけないと思うんです。それが多分できていなかったのかなということです。

社会福祉協議会が悪いと言っているわけでは決してないんですけど、もしそこが不適切ならば、別に考えることが必要なのかもしれないです。ほかにどこがやればいいのかは別なんですけれども、指導をしていかなければいけないと思うんですね。多分、その辺がちょっとはつきりしたお答えがいただけなかったですよ。

地域福祉権利擁護事業と連携をとると言っているんですから、その事業を受けていた人のうち、このくらいはセンターを通して行きましたくらいは本当は把握できているはずなんですね。

【委員】

その関連の話はなかったですよ。

【部会長】

なかったんですね。つまり、センターの役割ではないという形でほんと切ってしまうたんですね。苦情申し立ててみたいなものも、把握はしているけれどもわからないと言っていました。

何かこの辺がちょっともう少し委託先のきちんとしたデータの状況を委託者は把握すべきだと。大きくまとめるとそこですね。

それが1点と、わかりやすいPRの仕方、パンフレットの工夫ということだと思いますね。

【委員】

だから、今年はセンターをつくりました、Bですね。だけど、来年以降は、それをもうちょっと広げて、地域福祉権利擁護事業とかも含め、地域福祉課の全体の事業として広げて考えたうえで運営して欲しいと、そういうことを追加意見として入れていただきたいです。

【部会長】

そうですね。そういう視点を持ってきちんと運営していくべきだということです。

今までだと民生委員がちょっと銀行に行っていたんだけど、今では、「あなたは後見人ですか」と言われて銀行に行っても断られてしまう。そういう時代になったから、補助や保佐も含めてとても重要な事業なんだから、事業の重要性を見て、やっぱり事業がどういうふうに通

営されているか、その成果がどういうふうになっているかをきちんとまず基礎データを区も把握すること。それが1点です。

あとは、目標達成を数字であらわそうとしますね。そのときに、何件相談がありましたかということではかあわせないですかね。

【委員】

どこから相談が入って、何件それがあって、結果としてはこのくらい後見人が決まりましたというデータをできるだけとる。もし後見人が社会福祉協議会のところでできないんだったら、区が、地域福祉課がやる。そこまでしないと、委託する意味がないでしょう。

【部会長】

どうしても、高齢者が中心になってしまうのですが、知的や精神障害者をどういうふうに見ていくかということも必要なのかなと思いますね。

その辺は難しいですね。自立しているのにこしたことはないんで、成年後見を受ければ良いというわけでもない、必要な人に受けてほしいわけですからね。

【委員】

特にこの目標設定というのをどう考えていくかということですね。

【委員】

こういう言葉になじみを持ってもらうとかは、いろいろ時間がかかる。成年後見制度自体の成熟を長期的に見た場合は、19年度はこの目標でも仕方がなかったのかという感じがしましたが、制度全体をもっとよくするためにという視野を常に考えていくということ、もう少し積極的にお願いしたいと思いました。

【部会長】

そうですね。こちらの質問に対して、東京都としては1カ所でもいいと言っている。でも、もう少し広げろということだとすると、自主事業でやらなければいけなくて、お金がかかるというような回答をなさっているんですね。そういうふうに別にセットをつくれと言っているわけではなくて、もう少し相談しやすい体制を考えていきませんか。だから、多分その辺が、先ほど話が出ました、こちらが投げかけた質問に関して、こちらが期待する答えではなくて、何となくそうではないんだけど、何となく難しいなという答えでありました。が、よく知ってもらって利用してもらおうという視点を常に持った形での目標設定を考えてくださいということですよ。

事業の進め方に関しては、私はこれでいいと思うんですよ。つまり、19年度はつくったと。19年度の評価としてはですね。ただ、基本的な考えはいいんだけど、施策の事業の進め方、手段とか方策ということになるとやや疑問があるということでもよろしいですか。

内部評価に関する評価ということになると、委託先の事業だからということでちょっとデータを十分にとっていない印象を持ってしまった。今後は少し運営方法とその委託先との関係をもう少し考えてくださいということですね。

もう一つのわかりやすい言葉での広報ということですが、確かに制度そのものが難しいんで

すよね。

【委員】

そうなんです。事業そのものも難しいから、当然、表現も難しくなってしまうのはわかるんだけど、でもそれだとなかなか普及しないんですよ。

【部会長】

地域福祉権利擁護事業にしてもこの成年後見制度にしてもお金のかかる事業なので、そういう意味ではお金がかかるからと言われてしまうと、難しいところもございます。ただ、やはり正確でなければいけないんだけど、もう少し簡単なわかりやすいパンフレットがつかれないだろうかという感じはあります。

広報活動をわかりやすく工夫してもらいたいということです。

【委員】

よりわかりやすくですね。

【委員】

そうですね。ただ、その目標の達成度の中で、やっぱり数字も欲しいですね。地域福祉権利擁護事業の定着度も含めてね。

成年後見センターでとりにくいとすれば、相談を受けた件数とそれから定着度ですね。この制度が定着するのをどういう尺度ではかるのかを工夫してほしい、というようなことを表現したらどうでしょうかね。

【部会長】

単に件数、何件相談がありましただけではなくて、達成度をはかる方法を工夫してほしいと。この最初の事業に関してはこのあたりでよろしいでしょうか。

続いて、施策7「とものつくる福祉の推進」、事業32「地域見守りネットワークの充実」で、ボランティアである見守り協力員の地域に偏りがいないか、地域ネットワークはどうなっているのかということをお聞きしております。ふれあい訪問の実績とか障害児・者サポートネットワークですね。このあたりはどうだったでしょうか。これも委託事業なんですね。

【委員】

事業成果指標、ふれあい訪問対象者数が450人に対して、達成率が減っていることは、実際問題としては、むしろ問題がないというような印象でした。見守り協力員による訪問が増えることで、専門的な訪問が減るということはむしろ予想されているというか、それでいいというようなお答えだったので、だとしたら、この数字の上げ方ですね。

【部会長】

指標の上げ方の問題。

【委員】

達成率というところで見るときに、どんどんそれが減っていったほうがいいという達成率の上げ方はどうなんだろうと、そこをちょっと問題に感じました。達成率がどんどん下がっていかばいいという指標があってもいいんですかね。

【事務局】

もし減ったほうがいいのであれば、毎年450人のままじゃなく、減らすべきでしょうという言い方になると思いますね。ほかの事業では、減少させるのが目的だという事業があって、それは年々、何年後に何%というふうにちゃんと目標のところを下げています。ここの450人と出ているのにあの受け答えだとちょっと分かりにくかったわけですね。

【委員】

そうですね。

【部会長】

「減ったほうが望ましいですね」と聞いたら、「できればそうですね」と答えているんですね。

【委員】

それはそうですね。実態は、やっぱりどんどん高齢化して行って、増えているはずですよ。

【部会長】

だとすると、それで450人という数字が逆に減ったほうがいいというのはなぜか。

【委員】

その答えはなかった。

【部会長】

「1万7,000人とか8,000人という母集団の中で500人というのはどうなんだろうか」とお聞きになったと思うんですけども、結局、「2万人くらいいても悪い人ばかりじゃないんでしょうね」と言ったら、「そうです」と言って、「でもそのうちに必要としている方が何人というのは難しい」という答えでした。例えば、介護保険の見直しが今年ありまして、昨年各区で実態調査をやっているんですよ。その中で、本当にお元気、ちょっと見守りが必要、あとは介護保険を受けていますというような分類を多分新宿区もやっていると思うんですね。そうすると、大体どのくらいと出るんですよ。その数字が出たとして、見守りが必要な人が500人はないだろう、もうちょっといるだろうということなんですね。「どうやってつかまえるのですか」という質問に対して、私は少ないんじゃないかと言っているんですけど、お答えがあまりないんですよ。

【事務局】

たしか2、3年前にこの高齢者だけの世帯と一人暮らしの高齢者の世帯のうちに、見守りが必要じゃないかということで、「ぬくもりだより」というものを、民生委員の方をお願いして全部配って歩きました。そのときに、「今後こういうのが必要ですか」という確認をして、「嫌だ」という人は次から入れないようにして、その中で「これからもお願いします」と言われた方について継続してやっていこう。それを継続していくのは、民生委員さんをお願いするのは大変だからということで、社会福祉協議会に委託しますという話があったんです。それを今度単独でふれあい訪問から見守りの地域のボランティアの方に広げて行って、そこで支えてもらおうという、多分そういう仕組みだと思います。

【部会長】

それが500人。

【事務局】

そのときにオーケーをもらえた方が多分母集団になっているかと。

【委員】

500人だとしたら。皆さん、そのときは多分、あまり必要性を感じていなかったけれど、年々状況は変わりますよね。去年はこんな別に分は要らないと思っても、1年たったらがくっと体力が落ちて。そういうところの把握は、1回そういう基礎調査的なことがあっただけで、されていないということですか。

【事務局】

その後はちょっとどうしているかはわかりませんが。

【委員】

本当は、要らないと言われても押しかけていくくらいにしてあげないと、本当に救いたい人は救えない。

【委員】

さりげないアプローチというのが本当は必要ですよ。

【部会長】

2年前が要らなくても、今年要るようになった人はどうするのかとか、その辺がちょっと視点として欠けている。見守り協力員に移行するから、ボランティアも移行するからというのが減ったほうが良いということですね。どうなんでしょうかね。

何を目的としてこういう事業をしているのかということになって、1つは孤独死とかということももちろんあると思うんですけども、この地域見守りというのをどういうふうと考えていくのかということでしょうね。だから、地域見守り協力員事業に移行した方たちは、移行してしまったでいいのかどうかですね。

適切なサービスの負担と担い手ということから考えると、一つボランティアをつくっていくとかというのは、これはいいことだと思うんですね。ただ、それがサービスの適切な目標設定と関連しているかどうかということなんです。本当にそのサービスを必要としている人を、きちんと把握した中で、目標設定の数値を出していく努力は必要だと思うんです。

何年か調査をやっていると、大体何%くらいということが出てくる、毎年、同じ数になることではないとは思いますが。

【委員】

高齢者は、今後も増えてくる。ですから、こういうことが必要な人というのもある割合が増えてくると思うんですね。パーセンテージはあまり変わらないで、絶対数は増えてくるんじゃないかと思うんですね。それが、先ほどおっしゃった介護保険の調査で大体つかめるんじゃないですか。

【部会長】

3年に1回やっていますから、だから、それで大体つかめますよね。

21年度には反映されていなければいけない。そういう意味では、ちょっと数字を見ると、毎年同じ数字を出しておけばいいとは思っていないでしょうけれども、対象者を把握する努力はされているのか。目標数値の設定の仕方が適切かどうかということですね。あと、本当に減ればいいのかということ。

【委員】

目標がちゃんと設定されていればそれより減ったほうがいい。だけど、目標が何かずっと一定で、ちょっといいかげんかなという中で、その中で減ればいいのかというのが違うのかなと思います。

【部会長】

まず適切な目標設定の方法というのをきちんと考えてくださいということですね。

それと地区ごとのアンバランスという問題ですね。新宿区という全体で評価すると、ある評価はできるんだけど、やっぱりボランティアの多い地域、なかなか担い手の少ない地域というのが出てきていると。そのあたりの調整というようなことはあまり答えていただけなかったんですね。

ただ、やっぱり地域見守り協力員事業の場合、地域見守り協力員が月に2回訪問するのが原則なので、それで時によって地区によっては地域見守り協力員の負担が大きいという地域が出てくる。「それによってサービスが低下することは考えていません」というのですけれども、負担が増えるというのはつらいことですね。だから、逆に言うとボランティアが少ない地域で増やす努力というのが必要になってくるのではないかと。そういう努力をしているかどうかというのは出てきていないんです。逆に言うと、ボランティアが少ない地域に、隣くらいだったら、地域を越えてできないのか。そのあたりはどうなんですか。

【委員】

そのアンバランスは難しいですね。あくまでもボランティアだから、自己申告だから、義務というわけにいかないからね。でも、やっぱりそれは努力はしてほしいところですよ。そんなに差はないんじゃないですか。

【委員】

多少、多い少ないはあるんでしょうけれど、見守り行為そのものが必要なことからね。アンバランスの数は出ていないんでしょう。

【部会長】

出ていない。おっしゃっていませんでしたね。「確かにあるんですけど」というお答えしかなかった。そういう意味でも、アンバランスを完全に是正することはできない。例えば見守らなければいけない数が増えると、隣はそうでもないとなった場合、ちょっと隣くらいだったら、何かうまくバランスをとっていく方法と、あとボランティアを増やす努力というのが必要になってくるのではないかと思います。

結構、民生委員がボランティアになったりということがあるということだったので。

【委員】

そういう努力はぜひしてほしいということは目的設定の中に入れて。

【部会長】

そうですね。入れていただきたいということですね。

【委員】

手段はいろいろあると思いますよ。町会、自治会に依頼するとか、地区の民生委員は均等に割り当てられていますから、民生委員に見守りを見守ってほしいみたいなこと。そういうほうがいいんじゃないですかね。

【委員】

さっきの問題もそうだったんですけど、委託するときには、こういう目標設定も含めて委託するということになされていないんじゃないでしょうか。その委託するというのが区の事業であって、委託した先の方々がそれは個々に努力すべき点なので、こういうところにはそのままであらわれてこないし、もともとそういう発想がないのかなと思いました。

【部会長】

委託をする側としての委託先への周知と、委託先が何をどうやっているかということのデータをきちんとつかんでおくという形になりますかね。委託先、つまり社会福祉協議会に対しては、ボランティアの募集を少し頑張ってくださいということですね。

【委員】

区内の地域に均等にいくような努力ですね。

【部会長】

努力をしてくださいと。ボランティアが少ないところには積極的にその地域をターゲットに働きかけるとか、そういうことの努力もしてくださいということとも言えると思うんですね。それを一つの例えば目標達成にするとかいうことは可能だと思いますね。

内部評価とか紹介の手法ということも、やっぱり委託している社会福祉協議会に対して、委託してしまったんだからあとはそちらでお願いねだけでいいのかと。

【委員】

社会福祉協議会に、事業として何かこういう目標シートみたいなのをつくってもらって、その社会福祉協議会の評価を区がきちんとできているのかどうか、きちんとできていれば丸投げにはならない。

私たちは、それを評価したほうがいいわけですね。

【部会長】

社会福祉協議会は随分一生懸命やっているの、今後は行政とうまく連携がとれているかということですね。

【委員】

ということは、社会福祉協議会側にやっぱりこの問題に対しての目標設定とかそういうのがあるのかどうかという、それは一回チェックしてもらって。

【部会長】

区で決めたそういうことがきちんと伝わっているのか。その中で、委託された社会福祉協議会が、こういう目標設定の中で社会福祉協議会としてはここまでどういうふうにするということをつくっているはずなんで、そこで達成されたかどうかということ、区がきちんと見極めているかということですね。

【委員】

今後ですけれども、地域見守り協力員を増やすことを重視しながらという、どうやって何人増やすのだとか、具体的目標を上げないと、言うだけということになってしまいますからね。

【事務局】

一応、目標としては新しい計画書の中で、地域見守り協力員の方を毎年30人程度増やしていきたいということが挙げられています。見守り対象者も年々増えていくんだろうという予測は立てています。

それをどうやって増やすかというのは、ここでは読めないです。

【部会長】

そこなんですよね。手法ということですよ。だから、やっぱり目標はいいんだけど、どうやってというその達成の方法というものが具体化されていないために、逆に言うとそれが適切な目標設定なのかどうかの評価ができないわけですね。

社会福祉協議会の計画なり、こういう目標設定なりというのをきちんと把握した中で、それを内部評価の中でやっていただく。そうすると、より具体的なものになるだろうという指摘はしていいのではないかと。

【委員】

この地域見守りネットワーク事業の本命は、悪徳商法被害の防止と孤独死の防止なんですよ。これについてきつい言い方をすると、そういう2つの悪徳商法と孤独死が、また数を言うとおかしいんですけども、どの程度防止できたのかという数がほしい。難しいけれども、どういうふうにできるか。

もちろん、ふれあい訪問や地域見守り協力員事業だけで解決できるはずがないんだけど、何か区としては社会福祉協議会に委託したということでもいいんだということになると、私どもの評価としては、やや甘いんじゃないか。区も率先してやっているんだけど、もう少しね。

【部会長】

もう少しきめ細かな、まさに広報ですよ、個々の高齢者なりに。悪徳商法っていろいろな手がありますからね。

【委員】

この地域見守り対象者というのは、結局は介護保険を使っていない人というふうを考えていいんですか。介護保険でつながった人は、定期的にヘルパーさんが行くとか何かしらありますよね。

【部会長】

居宅支援の人たちが行くとかがありますよね。

【委員】

そこまでいっていない方で、全くいろいろな人とのつながりがなくなってしまうような生活の方ということだと、やや限定されるのかなとちょっと今気がついたんですけれど。

その辺は常にバランスですよ。介護保険の制度に結びつく人がどのくらい毎年出てきてとか、そういうバランスの、だから、見落とされがちな方へのサポートという部分だと、人数的にはちょっと限定されてくるのかなとは思ったんですけれども。

【部会長】

ヒアリングの中の説明で「地域見守り協力員を増やすことについては一層のPRをしながら、今後地域のほうで見ていただくその趣旨については理解を求めながら、ボランティア全体を増やしていきたい」と先ほど言ったようにボランティアを増やしますというところなんですけれども。

必要な方が増えるので、積極的に協力員を増やしていくという努力はしていきたいと言っても、果たして本当に協力員が増えるのかという問題が起こってきますよね。だから、この事業だけではなくて、区としても防犯という別の観点からも対応してくださいということは言えるでしょうか、難しいところですね。

適切な目標設定の仕方を考えてみるということですよ。その辺をやってくださいと。委託先が持っている数値目標なり、その年度での事業の達成度みたいなものを委託側である区もきちんと評価して、それを内部評価として考えてくださいということにさせていただきたいと思えます。

次は子育てについてです。

事業17「子ども家庭支援センター機能の強化」についてということで、これも前回指摘したところで、私どもの指摘の効果があつたかなというところがございます。

【委員】

母親の子どもへの虐待がこの前も報道されましたね。

子ども家庭支援センターは3カ所増やすんですね。4カ所になるんですね。

【部会長】

はい。そういう意味では、非常に目標設定も、4カ所が適切かどうかはともかくとして、増やすということではいいと思います。私どもが昨年指摘したところを、非常に考えて変更していただいています。事業を進める手段も基本的な考え方はいいと思います。進め方も今のところいいだろうということが言えるかと思えます。

【委員】

強いて言えば、この1万件という総合相談の目標設定のもう少しいろいろなレベル、段階の相談もすべてひっくるめてだと思つるので、ちょっとそこをもう少し何か絞った数にしたほうがいいのではないかと、どう絞るか具体的にちょっと申し上げられませんが。

【事務局】

この追加資料のところに出ていましたが、これの中のどれをとって整理したほうがいいよと

か、そういったご指摘のほうが生かせるかなと思います。

これでいくと、新規が19年度873件、延べ相談が9,250件となっていますので、今年度整備をかけてきたんだろうと思います。

【部会長】

データを出していただいたので、子ども家庭支援センターに関しては非常にわかりやすかったですね。ですので、目標設定自体にも、新規の案件があったからいいというものでもないと思いますので。多ければいいことももないし、難しいところですね。

相談形態の内訳の中で、新規・継続の別が出てくると、結構、継続で来所面接が多いということは、多分、かなり問題が深刻であったり、もしくは相談者側に人との接触を求めていたりというようなことがある可能性があるんで、一つは子ども家庭支援センターから他機関への橋渡しというのでしょうか、どこから来たかというのは出ているんですよね。でも、どこに行ったかというあたりがある意味で解決ということになるのかなと思うんですね。

【委員】

逆に、これもやっぱり結果がどれだけちゃんといったかというのがないんですよね。入口は全部わかるんだけど。

【委員】

解決できた数はどうなのというのが。どこまでを解決というか、それも難しいですね。

【部会長】

連絡が来なくなったから解決なのかというと、それも違うかもしれない。

ただ、やはり不明も含めてうまく解決できたと思われるデータというのが欲しいですね。

【部会長】

それと、これもすごく成年後見制度と似ているなというふうに改めて思ったんですけども、今後3カ所増えるというのは評価できるわけですね。もうちょっと巡回相談なり出先に行っではどうかというあたりに関してはちょっと消極的なのかなという印象を受けたんですね。

やっぱりこういう相談は、電話相談とかメール相談とかもあるんですけども、例えば定期的に10カ所特別出張所を回っていくとか、月1回第3何曜日の何時から何時は相談員がいますよみたいに、身近に相談窓口があったほうが相談しやすいという面はないのかなと思うんですね。

だから、答えは、「派遣したほうがいいという相談があればもちろん紹介していますよ」と、「保健センターにも必要があれば行っています」みたいな話だったんですけども、そうじゃなくて保健センターとかそういうところにある意味で定期的に行くみたいなものもあるのかなという印象は受けましたね。

新規年齢内訳の年齢構成を見ると、0歳がすごく多いので、やっぱり子育て不安というのが。そうすると保健センターで、3,4カ月健診とかがあって、そういうときにくっつけてやると、子育て不安のお母様たちがうまくつながっていく。事業を広げ、周知する方法として、もう一つ工夫が要するという印象を受けたんですね。

【委員】

実際には、そういう相談も行われているというふうに身近なところで感じています。

改めてこの文面を読んだときに、特別相談と、親と子のひろば事業の相談という2段階で考えると、特別相談は多分かなり時間を限定して1対1でという形の相談、もっと利用しやすい親と子のひろば事業の相談はひろばにいるスタッフとの何気ないおしゃべりの中でちょっと出てくる相談ですが、全体的なこの総合相談という数字にそれが全部入っていると思います。

こういうひろばは、子ども家庭支援センター以外にも今増やしていると思うので、そういうところからの数字はここに上がってこないでしょうけれど、事業全体としてはそういう広がりを持っているというふうに、実際に接している中では感じております。

【部会長】

親と子のひろばの相談というのが66件なんですね。一番が電話相談になっているんですけども、訪問相談が121件、何か18年度がちょっとその辺が少なかったのがちょっと盛り返しているという形ですかね。

一つ評価できるのがメール相談というのがすごく増えていて、やっぱりそういうものが今のお母様たちにはすごく便利だし、使いやすいのかなという、そういった工夫がされているということでは評価できると思いました。

機能強化ということで事業の名称になっているんですけども、いろいろなところとのネットワークが構築されているわけですし、他の事業とかのネットワークの関係の中でどう評価するかというあたりが、なかなか見えてこないということはありますね。その目標の設定の仕方というのが一番気になるんですけども。

【事務局】

でも、新しいところの計画につなげる考え方でいくと、新しい計画では今度は子ども家庭支援センターの拡充という考え方で何力所増やしていきますよなんです。ですので、ここで今回のように、「会議何回じゃないほうがいいですよ」という指摘があり、総合相談の件数をとっていますけれども、来年度以降も総合相談の件数をとっていったいいものなのか。もしくは、何力所つくってこう発展したんだというのが事業の仕組みでわかるような評価に持っていくようにご指摘いただくと、事業課もいいのかなと思いますね。

【部会長】

ただ、私どもの指摘で、回数じゃないよということで相談件数になりましたので、これは継続してやっていただく。さらに、今後3カ所増えてくるそれぞれのところでの事業件数、相談件数を出していただく。そこで目標設定、毎年変わるというのも、ちょっと受けるほうも大変だと思いますので、ひとまずは前回の指摘、前年度の指摘を受けていただいたということで、そこはこちらとしても評価いいのかなと思っています。引き続き数が増えたときも、そのようにやってくださいというのがいいかと思います。

子ども家庭支援センターについてはそのくらいでよろしいでしょうか。

次に、事業19「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」です。

これは、私どもが、榎町児童センターを見せていただいて、非常によかった。

今後、落合のほうも増やしていくというような話になったかと思います。何かいかがでしょうか。中高校生の居場所としての機能ということになります。

伺っていると、なかなか他でやるのは難しいのかなという気もしますが、必要性はすごくあったと思うんですね。地域の人たちの中高校生を見る目も変わったし、中高校生の子どもたちを、逆に言うと、地域が見守ってくれるようになったということ、とても重要なことだと思うんですね。ですから、中高校生まで含めた児童館の役割というのをもう少し強く設定していただいてもいいのかなという印象を榎町児童センターを見て感じました。

【委員】

そうですね。物理的に、部屋の数とかそういうことがないとできませんでしょうけれど、比較的、榎町で感じたことはやっぱり、業務委託をやったことによって若い指導員が比較の入っているんで、子どもたちにとっては敷居はかなり低くなっているんじゃないかという感じがしますね。

【部会長】

児童館機能ということをもた中落合の子ども家庭支援センターのほうにつくりますよということだったんですけども、サービスの負担と担い手ということからいうと、榎町児童センターに関しては委託をしたことが成功した例ですね。

あと、「放課後子どもひろば」との関係というのは特にダブリがないというようなお話でしたね。

やっぱり児童館の事業の基本的な考え方そのものに、0歳もすごく大切だし、中高校生も大切だし、小学生も大切だしというあたりになってしまうんですけども、0歳から18歳が対象なんだという視点をやっぱり忘れないでほしいというのは感じましたね。

「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」ということなんですが、機能の強化というときに、やはり0歳から18歳が対象ということのを忘れないで、少しきちんと目標設定にしていってほしいということ、それがまず第1なのかなと思いましたね。

【委員】

そのために、ヒアリング項目16の後段でダブっていないと書かれていますが、放課後子どもひろば」というのと学童クラブというのは一緒にできるはずなんですね。この学童クラブというのは、小学1年生から3年生まで児童館で今やっていることなんです。小学校にも一部場所が移っていると言っていましたね。

【部会長】

学校内でやっていらっしゃる。

【委員】

なかなか新しい施設までつくってというのとまたすごい予算が要りますから。学校というすごく放課後空いているスペースがあるんだから。だから、あとはそこにいかに人的な補強をしてあげるかということだと思うんですね。

【部会長】

両方あってもいいのかもしれないんですが、それでは全部が足らなくなるわけですよ。そうすると、昔は結構学校が全部抱え込んでいて放課後は立入禁止みたいになっていたのが、だんだん学校も、教室管理も地域開放になっていった。その中で、「放課後子どもひろば」というものと学童クラブも考えていただくと違ってくるのか。それらを視野に入れた中での事業の進め方というのを考えてもらいたいなと思うんですね。

現在の例えば児童館の評価に関してはどうでしょう。こればかりは、子どもの多い少ないでいろいろな事情があるので、これも多ければいいというわけでもないという感じにはなるんですけども、特に今の評価の仕方の問題ないということになれば。

【委員】

いいんじゃないですかね。

【部会長】

目標達成度その他、今のところは問題ないということですね。

続きまして、施策8「学習・教育環境の充実」、施策9「開かれた学校づくり」、このあたりの教育指導課関連で、ヒアリング項目の17～22番ですね。教育指導課関係のあたりはどうでしょうか。

ここでは、スクール・コーディネーター、スクールスタッフ新宿とかいろいろな名前の人たちがいるんですけども、一体この人たちはそれで重複しないで仕事しているのかというあたりで、「ダブっていることはない」というお答えでした。ただ、これは実はボランティアとかでこの後の施策10「生涯学習、スポーツの条件整備」のところとも関係してくるんですが、こういう人たちが学校のほうに入ってくるんですね。図書館司書の方であったり、部活の指導をしていたりという人たちが、ではどこから来るのかというと、地域人材の活用という形の中で、生涯学習指導者・支援者バンクのほうと絡んでくるというシステムになっているんですね。ですから、スクール・コーディネーターとスクールスタッフ新宿のほうとは重なりはないんですが、施策としては実は次の支援者バンクと若干オーバーラップしていく。支援者バンクに登録している人たちで部活とかお願いするというのもやられているというお話があったと思います。

スクール・コーディネーターが、職員室の中に座っているんですね。

【委員】

地域の有力者ですね。

【部会長】

何回も出ましたね、地域の有力者。

【委員】

これと、今さっきの生涯教育のなかで、何か3つ事業を統合して設立した「地域スポーツ・文化協議会」というのがどうだという話があった。そこにもコーディネーターがいる。こっこのスクール・コーディネーターは各校に1人ずついて、「いかに学校と地域が協働するかをコ

ーディネートする役割」と言っていましたね。

学校の中にまた学校評議員制度というのがあって。学校評議員というのが、学期1回くらい会があって、学校の運営方法を聞いて、また意見を聞くだけというような感じで、ではそれをどう反映させていくとか、これの機能がどうなるのかなというのとね。スクール・コーディネーターと確かな学力推進員とスクールスタッフ新宿とスクールカウンセラーという、この4つは何となく機能がわかったんですけども、活躍しているのかなという。学校評議員というのがうまいこと機能しているのかなという、どうなんですか。

【委員】

身近な体験を見聞してみると、学校評議員というのは形骸化しているなと思いますね。年に1回か2回、校長に呼ばれて、こういう方針でいきます。1年が終わったら、こういう結果でしたということですからね。これはもうほとんど形骸化しているなと思っています。ただ、経費はほとんどかかっていない。

やっぱり本命は何といったってこの約1億円をかけた「確かな学力推進員の配置」、独自の講師ですよ。これが、区の独自事業で1億円ですから、効果が上がっているのかどうか。やっぱり私どもの責務としてきちんと評価しなければいけないなという感じがしますね。

スクール・コーディネーターや学校評議員は、教育委員会の姿勢として開かれた学校づくりですよということはいいと思いますけれどもね。

【部会長】

この1億円の評価もはっきりはおっしゃっていないんですよ。「人をつけて成績が上がればいいんですけども、そうとも言えない」とか。でも、意識調査等はやっていらっしゃって、「評判はいいんですが」ということですね。

【委員】

まず、いわゆる少人数学習指導やチーム・ティーチングで使っているとは思んですけども、ここでは見えてこないんですよ。

【委員】

やっぱり、地域をよく知っている先生が少なくなっているということで、地域の人を採用する、そういうことをやるつもりだとおっしゃっていましたよね。

【委員】

だから、そういう救済事業でも困るんですよ。やっぱりチーム・ティーチングをやったり、少人数学習指導をやったり、その専門家を集めないと効果がないんです。

【委員】

少人数学習指導でどういう効果が上がったとか、チーム・ティーチングどのように使ったとかいうものがないといけないな、という感じがしますね。

【部会長】

これも実績がないということですね。具体的な実績が示されていない。示されていない中で評価をしていいと言われても困るところですからね。

【委員】

どういう学級で何回くらい少人数学習指導をしたのか、TT指導をしたのかという件数が欲しいですね。

【部会長】

具体的な、サービスの負担と担い手というのはいいとして、適切な目標設定もいいとして、ではそのときの目標達成度に対して、具体的に調査をとるのはできないとおっしゃっていたわけですね。効果というのも難しいとおっしゃっていたんだけど、具体的にそのTTの先生が、どういう学級にいつ何の教科でどのくらい入っているかということですね。

【委員】

それがどういう効果というのはわかるじゃないですか。例えば、理科の実験でこの教師を使って実験の成果が上がったとか、そういうことで十分じゃないですか、私どもとしてはね。それから、英語の学習に全体指導よりグループ指導したとか、そういうのがないとわからない。

【委員】

いないときにできなかったことが、いることでできるようになったという、そこですね。別にそれが生徒の成績に結びつくかどうかはちょっと難しいんでしょうけれど。

【委員】

それが見えてこないとだめですよ。

【部会長】

実態がわからないんですね。

【委員】

教育内容の充実ということに結びついたという具体例ですね。

【部会長】

具体例ですね。だから、実績をきちんと書いてくれということですね。どの学校に何人配置されていて、その先生が何の教科で何をしたかと。その実績を見て評価する。成績が上がったかどうかではなく。

【委員】

成績は結果ですから、それはいいじゃないですか。

【部会長】

きめ細かな教育が本当にできたのかどうか。

【委員】

何の教科かね。何年生の何の教科かと。どういう効果、どういう子どもたちの理解度が変わったということでもいいと思うんですね。

【部会長】

それが効果的、効率的な視点になるはずなんですね。その辺の視点がちょっと欠けているということですね。しかも、非常にお金を使っている事業ですので、区民の税金を有効に活用できているかどうかということですね。

【委員】

各学校の保護者、子どもたち、先生方がこの学力推進員が来てどうだったかというアンケートは、公表されています。インターネットで見ました。アンケート調査は、やっぱり漠然とした印象でしか親も答えられませんから、いい先生が来れば、とてもよかったという全体的な印象になります。だから、アンケートはアンケートでやらないよりはやったほうがいいと思うんですが、それだけではなくて、やっぱり具体例ですよ。

【部会長】

その辺の考え方はいいんだけど、内部評価の手法としてももう少し工夫が要ると思うんですね。今の形で、来ました、やってくれましただけではまずいと。

【委員】

別冊92ページの事業40番「地域学校協力体制の整備」のスクールスタッフ新宿の活用率というところだけしか目標設定に上げられていないことも同じですよ。全校に置いたらそれでよしという。そういう目標設定が多いなと思って今回見ていたんですけども。

配置したこと、そういう仕組みをつくったことで全部オーケーというような目標設定になっているのは何か実態が見えないですよ。

【部会長】

逆に言うと、仕組みはできたと。さあ、その仕組みをどう活用しているのかというのを目標設定にすべきだということですよ。仕組みは17年度につくっているわけです。本当は19年度は、いかにうまく、もしくはうまくいかなかったかも含めて、プラス面、マイナス面が見えるようにしてほしいですね。

【委員】

どちらかという、仕組みよりも、児童生徒にどういう影響を与えたのかということなんです。どういう教育的な効果を与えたのかということは表現できると思いますよ。

評価の視点は、やはり児童生徒がどういう恩恵をこうむったのか、教育的な影響を与えたのかを書いてほしいですね。そういうのがないんですよ。

【部会長】

そのときにやっぱり実績というか実態、数ではなくて、質的な実態を示してほしい。どういう人が何をしたか。言葉で書く目標だとそうなるんですけども、その後、内部評価をしたわけですから、内部評価の仕方、内部の視点ですね。例えば、理科の実験で手薄なところに入って来て、なかなか既存の教員ではできない実験ができたとかいうことだったら、その評価が高まる。そういう各校のデータを積み上げた中で、全体としてどうだったというのが内部評価ですよ。

そのバックデータも持っているかどうか、この前のお話だとはっきりしませんでしたので、その辺をきちんととってほしいということですね。

関連するところで、次の生涯学習コミュニティ課の「生涯学習指導者・支援バンクの充実」で、「一生懸命活用していますよ」と言っていたんだけど、どちらかというスポーツの

ほうはしているんだけど、文化等学習支援者のほうがちょっとなおざりに、受け答えを聞いてもちょっと思いました。あまり文化的なほうの力はちょっと弱いのか、どうしてもスポーツのほうで評価されているのかという印象を受けたんですね。

需給がマッチングをするというのはすごく重要なことなんですが、そのマッチングがうまくいっていないことに対しての対策があまりとられていないという印象を受けたんですね。ですので、適切な目標設定ということからいうと、数を増やすだけでいいのかということが気になりましたね。どのくらい増えたというだけでいいのかですね。

【委員】

何といったって活用でしょうね。

【部会長】

活用ですよ。1年間連絡がないだけじゃなくて、何年も登録しているのに何もありませんという。だから、登録者を増やすほうにちょっと気持ちがいて、その活用のほうになかなかいっていないのかなということです。目標設定も含めて、活用ということをもっと前面に出していただけるといいなというふうに思いました。いかがですか。

【委員】

おっしゃるとおりですね、そう思いますね。

【委員】

活用というのはそもそも区民に任せられているわけですね。こういう人たちがいますから、どうぞ自分たちで勉強会なり何かするときには、問い合わせてくださいというところまではやっているけれど、実際のニーズは上がってきていないから、それほど活用されていない。そのこと自体が区民にあまり文化活動を強制するものではないので、ドイツ語の先生がいらっしゃるから、ドイツ語を皆で習いましょうということが発想としてもなかったということは理解できる。その辺の存在意義というところが、話を聞いているうちに、どういうふうにとらえていらっしゃるんだろうと、とりあえずつくっておけば、何かのときには活用するであろうという、そういう前提だけなのか。

【委員】

基本は、地域に要望がないからというのではなくて、ここの目的で体制を確立するということをはっきり言っていて、その体制の確立は何かといったら、気づかない地域や学校に、こういう人がいますよということをどんどん周知徹底しなければいけない。体制の確立と言っているんだからね。だから、その辺のことが努力不足で、評価としては、はっきり言ってDくらいだと思う。

やっぱり中学校だって小学校だって、部活の指導者がいないと現実に言っているわけだから、どうしてそういう学校に派遣できないのか。多分、それは学校側の希望と地域の希望が合わないというふうに言ってくると思うんだよね。では、合わせるようにするのが体制づくりなんだからね。そういう点からすると、評価としては著しく低い。

ラジオ体操は、新宿区でも全地域でやっています。ラジオ体操にこういう指導者が1人いる

ことによって、体操のやり方そのものが違ってきますが、こういう人がいますから、ラジオ体操にお使いくださいとかいうことだって周知連絡も1回もない。

【部会長】

もちろん、担い手をリクルートしてくるのは大切なんだけど、今までずっとリクルートばかりだったんですね。その活用のほうにもうちょっと広げるといろいろなニーズが本当は出てくるんじゃないか。

逆に言うと、ドイツ語を習いたいんじゃないで、ドイツ語はできるんだけど、日本語がわからないという人に対しては、ドイツ語をできる人を通じて日本語を勉強することができる。ドイツ語同士でやり合っただけで日本語を教えるということだってできるわけですよ。

そういうニーズがあったらそれはどうですかというふうに、ドイツ語を教えたいという人に逆にドイツ人の方で日本語を習いたいという方への対応はできますかとか、そういう橋渡し方法をもっと工夫したら実績が増えるんじゃないか。

そういう意味では内部評価が甘いなと思いましたね。お答えいただいている方たちが、今までやっていたところから出ようとしていないなという印象を受けたんですね。今までこうやってきたんだという説明はたくさんあったんですけども、新しいことをしていくという発想がちょっとないのかな。長年やってきたので、それを踏襲している、事業を踏襲しているという印象を受けました。

新宿区体育協会とかレクリエーション協会との関係とかということいろいろご説明になるんですけども、文化的なことになると、ぱたっと弱くなってくる。

【委員】

結局、だから今まで教育委員会だったけれど、地域コミュニティと一緒にやっていると、やっぱりこういう事業はだめですよということで、今回組織改正をやったんですね。

【委員】

事業51「総合型地域スポーツ・文化クラブの育成」、これも説明を聞いた中で、評価Dにしたいんですね。

【事務局】

今日、追加資料が出てきました。もともと「どういうふうにつくったのか、設立の目的がわかる資料を出して、活動計画を出して」という求めに対し、出てきた資料は、「活動の中身がわかる、簡潔にまとめてあるのがこれですよ」という2面のレガスの広報誌、1面の協議会の概要には、課題認識がまとめてあって、まだまだこれははてこ入れが必要だという認識のペーパーになって出てきております。

【部会長】

だったら、このとおり少し強力に進めてくださいと言うしかないですね。

【委員】

組織をつくる、自立組織をつくるということが事業の目的ですから、ただ、自立するためのイベントばかりやっているんですよ。イベントは、もういいんですよ。むしろ、総合型地域

スポーツ・文化クラブという新宿独特の総合クラブを立てましょうということなんだから、現在のものに何か欠陥があるわけですよ。これを直して、やっぱり組織率を10%じゃなくて100%にしていたかしないと、新宿全体のスポーツ文化活動が停滞する。

今度は3つの事業を統合して年間4,000万円使っているわけですから、何としてもやっぱり計数で示してほしい。もしできないとすれば何が悪いのかを、評価委員としては、きちんとそこを評価してやらないとまずいです。

【部会長】

内部評価として何がよかったか、何が悪かったか。

【委員】

何が欠陥があってできないのかということを率直に言ってほしい。

【部会長】

そうですね。その反省というか、その評価も踏まえて次年度の事業展開をしてほしい。

【委員】

恐らく、これは10年前の国の方針なんです。新宿区はそれにプラスして、スポーツだけじゃなくて、文化も取り入れたわけですよ。

【部会長】

支援を強力で押し進めていく必要があるというのはいい、何でできなかったかを示してほしい。

【委員】

総合評価の中で、「地域の総合力を結集したクラブづくりの土台の構築ができた」わけだから、これでできなかったらね。

【委員】

4,000万円どこかへ飛んでしまうんですよ。

【部会長】

そこには土台が構築できたとなっているんですけども、今日いただいたこの資料の中では、経営自立のために支援を強力で押し進めていく必要がある、まだまだうまくいっていないということですので、具体的な方策を考えなさいということですね。ということで、適切な目標設定というのは、「うまくいかなかった理由というのをきちんと踏まえた中の目標設定をしてください」ということですね。

防災のところはどうでしょう。何かありますか。

第一次避難所の、学校の耐震補強工事は全部済んだということでしたよね。済んだのだけれど、あと第二次避難所が一部まだできていないということですね。

【委員】

こういうことをやっていますということをお話しいただいたんですが、実際に感じた防災訓練というのは、ごく地域の一部の人しか参加していないのが実態と感じました。ただ防災訓練をやっていますというだけでいいのかどうかというふうには思ったんですね。

各地域の参加者率とかどうやって出すのかわよくわかりませんが、例えば、町会関係から何名とか、小学校の保護者は何名とかっていったときには、大分偏りがあるんじゃないだろうかというふうに思います。

【部会長】

やります、やっていますじゃなくて、それこそやっている実態を評価してほしいということですよ。

防災というのも、地震だけじゃない、水害もあります。とにかく今までの防災って地震ですよ。いろいろな形での対応策を危機管理課はしなければいけない。

【事務局】

水害のほうは経常的に発生する関係もあって、経常事業として取り組んでいます。そのため、今回の評価の中には触れられていませんでした。

【部会長】

そもそも経常事業と評価すべき計画事業との関係というのですか、経常事業までを見てみると全体が見えない。例えば私どもが取り上げようと思った危機管理という面からいうと、そこだけでも今おっしゃったように、経常事業のほうで水害をやっています、計画事業のほうで震災をやっています。そうではなくてトータルで見て、いろいろな自然災害に対応できているかどうかというのを今見る方法があるといいですよ。少なくともこの危機管理という区にとって、また区民にとって一番重要な部分が見えるような形になっているといいなというふうに思いましたね。

新宿区の場合は、働いている方たちも帰宅難民という話も含めて、多分ごっちゃごちゃになると思うんですよ。そういうことも含めて地域の中で、どういうふうに参加者を増やして、うまく対応していくかということも少し具体的に示していただきたいという感じがいたします。

【委員】

第2部会としては、やっぱり災害時要援護者の名簿が作りにくいとかありますが、実際に訓練に参加されているのかどうか。置き去りにされてしまって、出ていける人だけが訓練しているのか、そういう点にちょっと視点を置いたような訓練も織り込んでもらうとかね。

【委員】

ある程度、実訓練の中で把握していかないとできない。ここだけで考えていてもなかなか難しいものなんですね。

【事務局】

ほかの部会のヒアリングで説明があったのは、そういったモデルケースとして、若松地区で、昨年度あたりからそういった訓練を始めましたというようなことがありました。実際にどの人がその方を第二次避難所に一緒に避難していくかというような訓練を始めたところがありますという説明でしたが、それは今始めたばかりですということでした。

【部会長】

それを各地区で徐々に広めていくことはしていない。

【事務局】

そういう働きかけはしていますという説明はありました。あと、大きい避難訓練といいますか、避難所を立ち上げるような訓練は、すべての地域で毎年やったとしても、ある小学校なりある中学校を拠点にしてやると、その地域の中で3カ所、4カ所避難所があるから、3年ごとに1回とか4年ごとに1回になってしまって忘れてしまう。それで、毎年やるような仕組みはないかというお尋ねに対しても、ぜひ毎年やるように働きかけていきたい。震災は一斉に発生するわけだから、一斉にその避難所を立ち上げなくてはいけない。それも地域の皆さんがやっていただかないと、区の職員は行けませんよという周知を始めたところですよという説明があったところです。

【部会長】

その辺は、自治会のほうにも説明がいつているんですか。

【委員】

今やっている訓練というのは、自主活動でやっているという建前なんだけれども、実際にはどこの地区でも区役所と警察と消防署の職員が来ていただいて、仮設トイレとかお釜とか、救急物資をみんな運んでくれるんですよ。本当の災害のときにはそういう人はだれもいないわけです。今やっている訓練というのは、本当の初歩のレベルで、実際に災害が起きたときに何が困るかということの認識程度ですね。実際に災害が起きたときは、区の職員が1人もいない、消防車なんか1台も来ないわけですから、そういうレベルからすると、まだまだ自主的な活動が足りない。どこでもそうだと思いますけれどもね。

今のところ、イベント的な訓練なんです。ですから、そういう点で言うと、私たちがきちんとやっぱり評価してやらないといけないと思います。

【部会長】

それは区の職員が来ても見守る程度で、消防署も来ないで、自分たちでどこまでできるかというのを一度やってみる必要がある。第二次避難所にしても、若松地区でやっているということでしたけれども、自分がここにいるよということを明らかにしていいという方に対して、本当にだれが付き添っていけるのか。その人が、けがをしてしまうとか、被災してしまうかもしれない。つまり、1人ではだめなわけですよ。そういうことを具体的に考えていくということがこれからは必要になってくる。

【委員】

訓練で、何ができて何ができないのかということを確認しなければいけないわけですね。

【部会長】

現状に即した訓練というものの必要性ということをちょっと第2部会からは提案したいと思います。

全体的には、要するに数値目標等を上げてもいいんだけど、その裏づけとなる基礎データがちょっとなかったということが全体を通して言えると思います。その辺をきちっととって、それをうまく文章化した中で評価をしてくださいということが第2部会全体の今回の評価に当

たつてのまとめかなと思います。

では、今日はこれで終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

<閉会>